

新しい人権問題への対応(その十二)



研究センター理事長
前学校法人同志社総長

大谷 實

法務省は、七月六日、日本を震撼させたオウム真理教による一連の事件について、死刑が確定した教団元代表の松本智津夫ほか七人の死刑を執行し、また、同月二六日には残る幹部六人の死刑囚、併せて一三人の死刑を執行したのでした。二〇日間で同一関連事件の犯人一三人が執行されたのは異例であり、天皇の代替わりや東京オリンピック・パラリンピックを控えているというように、理由はいろいろあったようですが、その問題はさて置き、本連載では、この度の死刑執行について新聞等で掲載された二名の方のコメントを中心に、二回に分けて「死刑の人権問題」について考えてみることにします。

その一人は、ノーベル賞候補として、毎年選考の時期

には大きな話題となってきた作家の村上春樹氏です。村上さんのコメントは、毎日新聞七月二九日朝刊のものですが、「一般的には、死刑制度そのものとして反対する立場」を採る死刑反対論を前提としたうえで、被害者の遺族の苦しみに直接触れた体験から、「私は、死刑制度に反対です。」とは、少なくともこの件に関しては、簡単には公言できないでいる」と述べておられました。

ご存知のように、村上さんは、それまでの作品でも「地下鉄」を舞台にした作品があった関係から、地下鉄サリン事件の加害者および被害者にインタビューを行い、一九九七年に講談社から「アンダーグラウンド」と題して、また、一九九八年一月には「約束された場所―underground 二」を続編として著しています。

もう一人は、著述家で、松本サリン事件の犯人ではないかと疑われて酷い目に遭わされた河野義行氏のコメントです(朝日新聞七月二七日朝刊)。河野さんは、「人間は間違うという前提にたてば、冤罪はありうる。冤罪で死刑になっていいのかという考え方から、死刑には反対である」と述べて、この度のオウム死刑囚の執行についても反対し、「考えられるとすれば、終身刑が極刑だったのでは」とコメントしています。

河野さんは、一九九四年に発生した松本サリン事件の第一の通報者でありましたが、長野県警は河野さんの犯

行ではないかと疑い、河野さんの自宅を家宅捜査し、本人や家族に対して断続的に取調べをしたのです。しかし、やがて、松本サリン事件はオウム真理教の犯行であることが判明し、ようやく河野さんへの疑いが晴れたのでした。また、河野さんの奥様は、サリンによる被害により意識不明の状態が長く続き、二〇〇八年八月五日に六〇歳で亡くなっています。河野さんの受難は警察からのものだけではありませんでした。新聞等のメディアは、河野さんを有力な容疑者とみなして河野犯人説を喧伝しまくったのです。

こうした警察およびメディアに対する河野さんの怒りや苦しみは、想像を絶するものがあつたかと推察します。しかし、多くのオウム真理教事件の被害者遺族は死刑を求めたのですが、河野さんは事件当時の見解を変えないで、執行の報道後も死刑ではなく終身刑にすべきだとコメントしたのです。

村上さんは、死刑制度には反対だけでも、今回の死刑執行には反対だとは言にくいとしたのでした。これに対し、河野さんは、死刑判決でも無実の場合がありうるものであり、執行してしまえば取り返しがつかなくなるから、仮釈放が認められて途中から釈放されることがある現在の無期刑ではなく、より重い、一生社会には戻れない終身刑にすべきであつたと言つたのです。

お二人とも、現在行われている絞首による死刑制度、すなわち、囚人を踏板に立たせ、縄を首に巻き付けた上で、踏み板を開落させて窒息死させる執行方法には反対だとしながらも、村上さんの方は、オウム真理教関係の死刑囚の執行に関連して、死刑制度に反対だとは言にくいとしている訳です。先のコメントだけでは真意はわかりませんが、被害者やその遺族の悲惨な状況ばかりでなく、苦しみや怒りを具体的に知ると、死刑制度反対といつたきれいごとでは済まされないとというのが本音のところではないかと思えます。私の周辺にも、普段は死刑反対を唱えていながら具体的な状況によつては死刑もやむをえない場合があると考えている人は意外と多いのであつて、村上さんもそのお一人かと考える次第です。

これに対して河野さんの態度は明快です。刑事裁判には誤判の可能性が常にあり、冤罪で死刑になつてしまつと、最早、取り返しがつかないから、死刑には絶対に反対するということです。死刑反対論者の最有力者であつた団藤重光元最高裁判事も、誤判の可能性を根拠として死刑に反対しています。賛成論者を論破するまでには至っていないようです。次号では、以上の叙述を踏まえて、死刑の人権問題に注力することになります（以下、次号）。